

【 資 料 】

I 公文書開示審査会答申の概要

答申の全文、公文書開示制度の実施状況一覧表、高知県情報公開条例、高知県公文書開示審査会規則は、「高知県のホームページ」に掲載しています。

アドレス <http://www.pref.kochi.jp/~kensei/>)

※ このアドレスは、県政情報課ホームページのトップページのアドレスです。

また、公文書開示制度の実施状況一覧表は、高知県庁1階 県民室（高知市丸ノ内1-2-20）で閲覧及び複写ができます。

1 件名

「平成13年度に『指導を要する教職員』に認定された14名の復帰プログラム」

2 請求者 高知県内の団体

3 請求年月日 平成13年7月2日

4 原決定年月日 平成13年7月16日

5 決定の内容 非開示

6 非開示理由

(1) 個人に関する情報について（平成13年改正前の高知県情報公開条例（以下「旧条例」という。）第6条第2号該当性

本件公文書は、実施機関が研究会議での意見を踏まえて、研修を命ずる任命権者としての立場から、認定者の個別的事情に配慮し、その自主性、主体性を尊重して決定した研修等の内容を記載したもので、各認定者に原則として提示されている。

したがって、本件公文書には、その業務内容などにおいて認定者の個々の勤務状況、身体状況などの個人に関する情報が含まれている。これらの個々の教職員に関する情報は、公表することを目的としておらず、かつ個人のプライバシーを侵害するおそれがある。

また、指導を要する教職員は、学校現場で何らかの課題を抱えており、学校現場では、指導を要する教職員の認定制度が始まった時から、だれが認定されるかということについて多大な関心が持たれていた。また、それぞれの学校現場では、認定者について様々な憶測がなされている。こうしたことから、本件公文書の課題の内容等を開示すると、学校現場の職員や周辺地域の保護者や子どもたちが、他の情報と結びつけることにより、個人を特定することができると考えられるため、非開示と判断したものである。

非開示と判断した情報の中には、氏名等のように、認定者本人の特定が容易にできる情報と、課題等の情報のように、認定者一人ひとりの状態に応じて記述された情報があり、課題の内容等は、個人を識別できるとまでは言えない可能性もある。しかし、課題の内容自体は、認定者個人に付随する情報であり、認定者の持つ属性であると考えられるため、個人に関する情報として保護すべき情報であることから、非開示とした。

(2) 非開示部分の再検討について

実施機関は、高知県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）において本件公文書の審査を受けるにあたり、当初の非開示決定から相当の期間が経過していること及びこれまでの審査会の答申事例などを踏まえて、本件公文書について、次のとおり非開示部分の再検討を行った。

本件公文書は、標題、認定者の勤務先、職名、氏名、性別、年齢、「1 課題」、「2 ねらい」、「3 研修期間」、「4 研修場所」、「5 状況」、「6 研修内容」、「7 その他」の7つの項目（以下「大項目」という。）及び大項目ごとにとりまとめた認定者一人ひとりに対する課題解消に向けた研修内容等で構成されている。

標題は、個人の特定にはつながらないと考えられるため、開示と判断した。

認定者の勤務先、職名、氏名、性別、年齢については、その記述内容から認定者本人の特定が容易にできることから、開示することにより本人の不利益につながる事が明白であり、旧条例第6条第2号に該当するため、非開示と判断した。

1～7までの大項目は、課題解決のために必要であると思われる内容の列挙であり、開示しても

個人の特定にはつながらないと考えられるため、開示と判断した。

なお、「6 研修内容」の中に各認定者に応じて設けられている2～5項の細目の項目（以下「細項目」という。）の一部分には、課題やねらいに関連して認定者を特定できる部分があり、旧条例第6条第2号に該当するため、非開示と判断した。

また、「3 研修期間」を除く大項目及び細項目の中にある個人ごとのプログラムの情報は、認定者一人ひとりの課題に応じた内容を考慮して作成されているため、開示することによって、認定者の特定が容易にできることから、旧条例第6条第2号に該当するため、非開示と判断した。

研修期間については、本件公文書では、すべての認定者に同じ期間が記載されていることから、開示しても認定者の特定にはつながらないと考えられるため、開示と判断した。

なお、当初主張していた旧条例第6条第4号及び第5号については主張しない。

7 異議申立て年月日 平成13年7月27日

8 異議申立ての内容 個人に関する情報を除く、その他の部分の開示を求める。

9 諮問年月日 平成13年8月10日

10 答申年月日 平成16年7月15日

11 審査会の結論

教育委員会が非開示とした公文書については、個人に関する一部の情報を除き、開示すべきである。

12 審査会の判断概要

(1) 本件公文書の開示、非開示の判断について（実施機関の非開示理由の再検討による）

本件公文書の審査を行うにあたって、実施機関から7の(2)のように、当初の非開示決定を再検討し、本件公文書のうち、新たに開示とする情報及び当初どおり非開示とする情報並びに旧条例第6条第4号及び第5号該当性の主張をしないとの判断を行ったことについての申し出があった。

実施機関が旧条例第6条第2号に該当せず、開示と判断した情報については、当審査会も開示が妥当であると認めた。

また、旧条例第6条第4号及び第5号該当性の主張をしないとの判断を行ったことについても、実施機関の判断が妥当であると認めた。

(2) 個人に関する情報について（旧条例第6条第2号該当性）

ア 本件公文書に記載された認定者に対する研修内容等について

本件公文書には、研修先や研修期間、また研修内容などの、職務遂行情報が記載されている。しかしながら、認定者からすれば、本人が認定者として認定されたこと自体は、個人の資質や名誉にかかわる、当該個人固有の評価に関する情報というべきものである。したがって、直接的又は間接的に認定者を識別することができる情報は、非開示とすべきである。

イ 認定者の勤務先、職名、氏名、性別、年齢について

認定者の氏名は、特定の個人を明らかに識別することができる情報であり、また、勤務先、職名、性別、年齢は、他の情報と結びつけることにより間接的に特定の個人を識別することができる情報であり、本号に該当すると認められる。

ウ 「1 課題」の中の情報について

「1 課題」の中には、認定者が改善しなければならない課題について簡潔に箇条書きで記載されているが、これらの情報は、特定の個人を識別できる情報とは認められないため、本号に該当しない。

エ 「2 ねらい」の中の情報について

「2 ねらい」の中には、認定者の一人ひとりについて、それぞれの研修の目的や改善すべき内

容などの情報が具体的に記載されている。

この中の一部には、具体的な勤務先、担当分野、業務内容及び個人の身体状況などの情報が含まれている。これらの情報は、認定者の個人に関する情報であり、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人を識別することができる情報であり、本号に該当すると認められる。

オ 「4 研修場所」の中の情報について

「4 研修場所」の中には、認定者の一人ひとりについて具体的な研修場所が記載されている。研修場所の情報は、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人を識別することができる情報であり、本号に該当すると認められる。

カ 「5 状況」の中の情報について

「5 状況」の中には、認定者の日ごろの勤務状態などの評価、身体状況などの情報が記載されている。これらの情報は、学校の関係者や保護者など、狭い範囲であっても、他の情報と結びつけることによって個人を識別することができるので、個人に関する情報に最大限配慮し、本号本文に該当する情報として非開示とすることが妥当である。

キ 「6 研修内容」の中の細項目について

「6 研修内容」には、各認定者に応じて2～5項の細項目が設けられている。

実施機関が非開示を主張した細項目の一部には、研修の種類が記載されている。実施機関が行う研修に関する公文書に含まれる情報は、職務遂行情報に当たることから開示する運用をしている。しかしながら、細項目に記載された研修の種類は、開示すると、その研修内容と他の情報を結びつけることにより、特定の個人を識別することができる情報であり、本号に該当すると認められる。

研修の種類以外で実施機関が非開示を主張した細項目については、実施機関は身体状況や生活状況が記載されているとして、7の(2)のとおり非開示を主張しているが、当審査会が見分したところ、これらの情報は、一般的な記載内容であり、特定の個人を識別できる情報とは認められないため、本号に該当しない。

ク 「6 研修内容」の中の情報について

「6 研修内容」の中には、細項目に沿って認定者の一人ひとりについての具体的な研修方法や研修内容などの情報が記載されている。

この中の一部には、具体的な研修場所や担当教科、担当分野、研修内容や研修方法、研修を行う上で所属長等が配慮すべき事項などの情報が含まれている。これらの情報は、認定者の個人に関する情報であり、他の情報と結びつけることによって間接的に特定の個人を識別することができる情報であり、本号に該当すると認められる。

ケ 「7 その他」の中の情報について

この中の一部には、研修を行う上で所属長が配慮すべき事項や、認定者の生活状況に関する事項等が記載されている。こうした情報は、認定者の個人に関する情報であり、他の情報と結びつけることによって直接的又は間接的に特定の個人を識別することができる情報であり、本号に該当すると認められる。

答 申 第 8 6 号 の 概 要

1 件名

「平成12年度厚生科学特別研究事業 知的障害者更生相談所業務に関する実態調査」

2 請求者 高知県外の個人

3 請求年月日 平成14年5月8日

4 原決定年月日 平成14年5月16日

5 決定の内容 部分開示

6 部分開示理由

(1) 個人に関する情報について（第6条第1項第2号該当性）

職員の個人のEメールアドレス、所長の実務経験、医師の卒後臨床経験年数及び更生相談所経験年数並びに知的障害者福祉司等の配置状況における非常勤・嘱託職員の知的障害者更生相談所経験年数、業務経験年数及び資格については、個人に関する情報であって、かつ、ただし書のいずれにも該当しない。

(2) 事務事業に関する情報について（第6条第1項第6号ア該当性）

職員の個人のEメールアドレスは職務に使用されるものであり、Eメールアドレスを開示すると職務以外のダイレクトメールや悪質なEメールなどが送付されることが、既に公開されている所属のEメールアドレスに送信されていることから十分予想され、職員の通常の業務の円滑な執行に著しい支障があることが明白であることから、本号に該当する。

7 異議申立て年月日 平成14年6月3日

8 異議申立ての内容 部分開示決定の取消しを求める。

9 諮問年月日 平成14年6月10日

10 答申年月日 平成16年7月15日

11 審査会の結論

知事は、「平成12年度厚生科学特別研究事業 知的障害者更生相談所業務に関する実態調査」について、開示しないこととした部分のうち、「I 組織・体制」の「8 職員体制」の「(2) 更生相談所業務に携わる医師の配置状況等について」の「卒後臨床経験年数」欄及び「(3) 知的障害者福祉司等の配置状況等について」の「資格2（採用時資格）」欄の情報を除き、開示すべきである。

12 審査会の判断概要

(1) 個人に関する情報について（条例第6条第1項第2号該当性）

① メールアドレス

非開示としたEメールアドレスは、メールアドレス欄に記載されたものであり、記入者欄に氏名が記載された職員個人に与えられたEメールアドレスであるから、確かに個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

しかしながら、当該Eメールアドレスは、職務に利用するために与えられているものであり、職務の遂行に係る情報であると認められ、ただし書ウに該当する。

② 所長の実務経験の年数

実務経験の年数はいずれも公務員としての職務上の経歴を示すものであり、当該職員の公務員としての職務上の経歴については、これまでに発行されている高知県職員録を見ていけば得られる情報である。したがって、所長の実務経験の年数は、公表が予定された情報であると認められ、ただし書イに該当する。

③ 医師の卒後臨床経験年数及び更生相談経験年数

卒後臨床経験年数は、医師としての臨床経験年数であり、当該医師に公立の医療機関以外における臨床経験があった場合、その経験年数も含めて記載するものであるから、公務員としての経歴であるとは限らない。したがって、公務員の職務の遂行に係る情報であるとは認められない。さらに、医師の臨床経験年数は、法令等の規定により何人も閲覧できる情報ではなく、また、公表を目的として作成又は取得した情報であるとも言えない。

したがって、卒後臨床経験年数は、個人に関する情報であって、ただし書のいずれにも該当しない。

一方、更生相談経験年数は、公立の機関である更生相談所での業務経験年数を示すものであって、高知県職員録等により公表され、又は公表が予定されている情報である。

したがって、更生相談経験年数は、個人に関する情報であって、ただし書イに該当する。

④ 知的障害者福祉司等の経験年数、資格について

ア 知的障害者更生相談所での職種及び経験年数は、高知県立療育福祉センターが毎年作成している業務概要書や事務分担表を見ていけば得られる情報であり、公表が予定された情報であると認められ、ただし書イに該当する。

イ 「業務経験年数等（常勤本務）」の欄は更に、身更相、児童相談所、福祉事務所、施設病院及びその他の欄に区分されており、それぞれにおける業務経験年数を記載し、更に、職種として、身更相、児童相談所及び福祉事務所については「福祉司」又は「CW」のチェック欄を選択、施設病院については「MSW」のチェック欄を選択する様式となっている。

実施機関は、公務員の職務の遂行に係る職名及び氏名を非常勤職員等も含めて公開する取扱いとしていることから、年数を記載する欄は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されており、公表しても社会通念上、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められ、ただし書イに該当する。

ウ 知更相での任用資格については、当該所属で職務を行うにあたり必要な資格について、上記法令等により定められたものである。これを開示すれば、大学卒業等の経歴に関する情報が明らかとなるが、卒業した大学名等まで記載したものではない。また、当該職員が知的障害者福祉司等として勤務する以上、チェック欄のいずれかに該当していることは明らかであり、また、職務を行う上で、いずれかに該当していることが必要なものである。

したがって、知更相での任用資格は、公務員が当該職務を行うにあたって必要とする資格についての情報であり、公表することを前提として提供された情報であると認められ、ただし書イに該当する。

エ 採用時資格は、当該職員を高知県職員として採用した際の職種を示すものであり、これを開示すれば、当該職員が福祉職、心理職等の専門職として採用されたのか、また、一般行政職として採用されたのか等が明らかとなる。

また、採用時の資格は、当該職員が現在行っている職務と必ずしも密接な関連を有するものであるとは認められず、公表を目的として作成又は取得した情報であるとも言えない。したがって、採用時資格はただし書のいずれにも該当しない。

(2) 事務事業に関する情報について（条例第6条第1項第6号ア該当性）

高知県ホームページにおいて公開されている所属のEメールには、いくつかの所属について確認したところ、確かに職務以外のメールが送付されているが、その件数は限られたものであった。

また、職員個人のEメールアドレスをホームページ上で公開している都道府県にも確認した

ところ、職員個人のEメールに職務以外のメールはほとんど送付されていないということであった。

これらの状況を踏まえると、職員個人のEメールアドレスを開示することにより、ダイレクトメールや悪質なメールが送付されるおそれはあるものの、職員の通常の業務の円滑な執行に著しい支障が生ずることが客観的に明白であるとまでは言えない。

したがって、実施機関の主張は認められない。

(3) その他

「I 組織・体制」の「8 職員体制」の「(3) 知的障害者福祉司等の配置状況等について」のうち「個人的資格の保有状況」の欄は、実施機関は開示しているが、開示することにより、当該職員が特定の資格を持っている、あるいは持っていないことが明らかになるものであり、この欄は「知的障害者福祉司等」に特に必要とされている資格の有無を記載する部分ではないので、公務員の職務遂行に係る情報であるとは言えない。

また、「採用時資格」欄のうち4を除く部分についても実施機関は開示しているが、4以外の職員についても、開示しているそれぞれの経験年数と職員録や業務概要書等を見比べれば、個人を識別することは可能である。

したがって、これらの情報は条例第6条第1項第2号に該当し、本来非開示とすべき情報である。

答 申 第 8 7 号 の 概 要

1 件 名

「平成13年度高知県教職員自己啓発研修（通信研修）についての研修内容・人数、受講者名など実態がわかる文書及び個々の受講修了報告書」

2 請求者 高知県内の団体

3 請求年月日 平成14年4月15日

4 原決定年月日 平成14年4月30日

5 決定の内容 部分開示

6 部分開示理由

個人に関する情報について（第6条第1項第2号該当性）

本件公文書である終了報告書は、様式が定められていないため、受講者の研修を受けるに当たっての動機や、受講後の所感等、受講者の内面に係る部分が自由に作文形式で記載されている。その中には、自己の振り返りや反省点など個人の内面の状況や評価などが明らかになる情報が含まれている。これらの情報は個人に関する情報であり、かつただし書のいずれにも該当しない。

7 異議申立て年月日 平成14年6月10日

8 異議申立ての内容 個人に関する情報には該当しないので、全面開示を求める。

9 諮問年月日 平成14年6月19日

10 答申年月日 平成17年3月28日

11 審査会の結論

教育委員会が「平成13年度高知県教職員自己啓発研修（通信研修）についての研修内容・人数、受講者名など実態がわかる文書及び個々の受講修了報告書」について部分開示とした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

個人に関する情報について（条例第6条第1項第2号該当性）

本研修は公費を使って実施されており、職務の一環として受講したものであると認められるが、本件公文書のうち非開示とした部分には、受講の感想、反省点等受講者個人の主観や、受講者に対する評価が記載されている。

これらの情報は、たとえ研修が公費を使って実施されているとしても、個人の内心に関する情報であることから、個人に関する情報であると認められ、一部受講内容など客観的な事実が書かれていると思われる部分もあるが、受講者が重要であると思われるところについて、その部分を取り上げて書いていること自体が受講者の内心の状況を明らかにしたものである。

以上のことから、これらの情報は、条例第6条第1項第2号に規定する個人に関する情報に該当し、かつ、ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

答 申 第 9 1 号 の 概 要

1 件 名

「困難箇所に関する所内協議」

- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成14年7月1日
- 4 原決定年月日 平成14年7月19日
- 5 決定の内容 開示
- 6 開示決定理由

「困難箇所に関する所内協議」(以下「本件公文書」という。)は、前田川河川改修工事に関して平成10年1月12日に行った所内協議の内容を3枚にまとめた公文書である。当初開示決定を行った部分以外は他の河川の協議内容であると判断して、その部分については削除して開示しなかったが、他の団体から県が情報を隠蔽している旨の申し入れがあり、再調査を行った結果他の河川の協議内容と判断した部分についても、前田川に関する協議内容であったので、正しい文書を開示し、また、会議開催の所内連絡文書の存在が確認されたので、改めて開示決定を行った。

特定した文書内に開示請求と異なる情報が含まれていても非開示情報でない場合は開示すべきで、削除したこと自体が不適正な取扱であった。

なお、各年度ごとに再三にわたり調査・検索を行ったが、追加開示した公文書以外には該当する公文書は存在しない。

- 7 異議申立て年月日 平成14年7月27日
- 8 異議申立ての内容 求めた公文書の一部しか開示されていない。
- 9 諮問年月日 平成14年8月1日
- 10 答申年月日 平成17年9月5日
- 11 審査会の結論

知事が本件公文書を平成14年7月15日付けで開示とした当初の決定は、不適正なものであった。

しかしながら、平成15年に再調査を行った結果、平成15年6月23日に当初の決定を変更して正しい文書を改めて開示することを通知し、併せて、平成14年7月15日付で行った開示決定時に特定が漏れていた公文書についても平成15年6月17日付けで新たに開示決定して平成15年6月23日付けで通知し、ともに開示している。また、他には対象となる公文書の存在は確認できない。

以上のことから、異議申立ての理由が無くなっており、知事は本件異議申立てを棄却するのが相当である。

12 審査会の判断概要

当初開示決定した公文書は、前田川と異なる河川についての協議であるとの誤った判断のもと当該部分を削除して開示した、3枚の文書である。その内容は、平成10年1月12日に高知河港事務所(現高知土木事務所)で行われた、前田川河川改修工事に関する事業認定及び予算の繰越しについての所内協議の内容を取りまとめたものである。

高知県では、公文書開示請求を受けて特定した公文書に、請求の趣旨と関係無い情報が記載されている場合でも、原則開示とし、その中に非開示情報が記載されている場合のみ当該情報を黒塗りして開示している。

このことから、実施機関の当初開示決定は情報公開制度の趣旨が十分理解されていないことによ

る、不適正なものであると判断する。

実施機関は、他の団体からの申し入れを受けて、本件開示請求に対する当初開示決定の内容を再調査した結果、本件公文書を新たに開示するとともに、当初開示決定時に特定が漏れていた文書も追加して開示している。なお、平成10年1月12日以外の前田川河川改修工事に関する所内協議に関する公文書については、当審査会が高知河川事務所で調査した結果、その存在は確認できなかった。

以上のことから、異議申立ての理由は無くなっており、実施機関は本件異議申立てを棄却するのが相当である。

ところで、最終的に実施機関は対象となる公文書をすべて開示しているものの、当初開示決定時には、情報公開制度についての理解不足や公文書が適正に管理されていなかったことにより、不適正な開示決定を行ったものであり、今後は、情報公開制度の趣旨を十分理解するとともに公文書の適正管理に努め、情報公開制度の適正な運用に努めるべきである。

答 申 第 9 2 号 の 概 要

1 件 名

「前田川（住宅促進関連）改修工事の工事交渉日誌」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成14年7月1日

4 原決定年月日 平成14年7月19日

5 決定の内容 部分開示

6 部分開示決定の理由

当初の部分開示については、高知市水道局を相手方とする用地交渉日誌についての請求に応じたものであったが、文書特定の段階で、水道局との交渉は工事に関する交渉が主体であったため、当該請求文書は、工事交渉日誌のなかにある文書と判断し部分開示を行った。

その後、他の団体から別件の開示請求に対して重要な情報を隠蔽したとの申し入れがあり、再調査した結果、指摘のとおり不適正な取扱が判明した。このため、平成14年度中に県が受けた全ての開示請求に対する決定の内容について調査したところ、本件開示請求に該当する文書の特定が漏れており、追加開示を行った。

7 異議申立て年月日 平成14年7月27日

8 異議申立ての内容 求めた公文書の一部しか開示されていない。

9 諮問年月日 平成14年8月1日

10 答申年月日 平成17年9月5日

11 審査会の結論

知事が、「前田川（住宅促進関連）改修工事の工事交渉日誌」を平成14年7月15日付で部分開示とした当初の決定は対象公文書の特定が漏れていた。

しかしながら、平成15年に再調査を行った結果、平成15年6月23日に当初の決定を変更して当初特定が漏れていた用地交渉日誌について追加開示することを通知し、開示している。なお、他には対象となる公文書の存在は確認できない。

以上のことから、異議申立ての理由が無くなっており、知事は本件異議申立てを棄却するのが相当である。

12 審査会の判断概要

異議申立人及び補佐人に対し開示した公文書の差異は、実施機関が異議申立人から開示請求を受けたとき、一定の調整をはかり特定した工事交渉日誌を開示し、一方、補佐人に対しては、交渉日誌以外も含め関係書類すべてを要求されたため、別途特定し開示しており、異議申立人及び補佐人とは要求内容が異なるため生じたもので、実施機関の主張は妥当であると認められる。

当初公文書の開示決定後、平成15年5月21日に他の団体から知事に開示情報を隠蔽したとの申し入れを受け、実施機関は再調査を実施し平成15年6月23日に特定が漏れていた文書を追加して開示している。なお、平成9年度以前の用地交渉日誌については、当審査会が高知河川事務所にて調査した結果、その存在は確認できなかった。

以上のことから、異議申立ての理由がなくなっており、実施機関は本件異議申し立てを棄却するのが相当である。

ところで、当初の部分開示決定時に文書の特定が漏れた原因は、公文書が適正に管理されていなかったことによるものであり、今後は、適正な管理に努めるとともに、その特定にあたっては請求者と十分に調整をはかり、情報公開制度の適正な運用に努めるべきである。

答 申 第 9 4 号 の 概 要

1 件名

「町教育委員会からの報告書（平成 14 年 3 月 28 日付け）及び聞取り調査の概要 顛末書（平成 12 年 9 月 28 日付け） 顛末書（平成 13 年 3 月 19 日付け）」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成 14 年 5 月 14 日

4 原決定年月日 平成 14 年 5 月 28 日

5 決定の内容 非開示

6 非開示理由

(1) 個人に関する情報について（第 6 条第 1 項第 2 号該当性）

本件公文書は、個人の内心に関する情報、処分事由に該当する可能性のある非違行為の内容など、内容全体が個人に関する情報であって、記述内容により特定の個人を識別することができるものと認められるものであり、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないことから非開示とした。

異議申立人は、「すでに特定の個人は識別されている」として第 2 号の非開示情報に該当しないと主張している。

しかしながら、すでに識別されているとしている特定の個人名は、関係者のみが知りうる情報であり、一般に了知されているものではない。

また、異議申立人は、「顛末書には個人を識別する内容は記載されていない」「心情の詳細などの個人のプライバシーに関する情報は記載されていない」として第 2 号の非開示情報に該当しないと主張しているが、本件公文書をはじめ懲戒処分に関連するものは、被処分者個人の内心に関する情報、処分対象となった非違行為の内容等、内容全体が個人に関する情報であって、記述内容により特定の個人を識別することができるものと認められるものであると判断する。

(2) 事務事業に関する情報について（第 6 条第 1 項第 6 号ア該当性）

市町村（学校組合）立の公立学校における服務監督者は、当該市町村（学校組合）教育委員会であり、任免権者である実施機関との信頼関係を基に事務事業は成り立っている。

本件公文書は、職員の行為が処分事由に該当するかどうかを判断するための資料となるものであり、特にその内容について正確な情報や情状など詳細を求めるものであることから、処分の妥当性や公平性において適正を期し、信頼性を高めるために不可欠なものである。

処分に関する文書の作成に当たっては、司法機関が行うような直接の調査によるものではなく、関係教職員の自発的な報告について、校長、市町村（学校組合）教育長と実施機関の間を何度も行き来して完成されるものであり、この間、作成に関わる者の心理的な負担は、職務とはいえ平常時とは異なり大きい。

このことから、被処分者のみならず周辺の人物などの情報を多く含む関係文書が開示されると、事情聴取を行うべき関係者への心理的負担を増大させる結果、ありのままの事実が聴取できなくなることや、必要な情報の積極的な提供が受けられなくなることが容易に予想され、調書の作成にも支障を生じ、その結果、処分事由に該当する事実の存否を確定することに重大な支障が生じることは明白である。

以上のことから、今後の懲戒処分に関する事実調査及び公正な処分の決定に著しい支障を生じるため、非開示とした。

7 異議申立て年月日 平成 14 年 6 月 4 日

8 異議申立ての内容 事務事業情報及び個人に関する情報を理由とする非開示には該当しない

ので、開示を求める。

9 諮問年月日 平成14年8月20日

10 答申年月日 平成17年1月27日

11 審査会の結論

教育委員会が、本件公文書について非開示と判断したことは妥当である。

12 審査会の判断概要

(1) 本件公文書について

本件公文書は、平成14年3月28日付けで、不祥事を起こした教諭が所属する学校を所管する、市町村の教育委員会（以下「地教委」という。）の教育長から実施機関に提出された、不祥事の実経過についてまとめられた「地教委からの報告書」及び不祥事に関して実施機関の職員が関係者に行った聞き取り調査の概要をまとめた「聞き取り調査の概要」並びに地教委からの報告書に添付された顛末書等である。

(2) 公文書開示請求に対する決定について

本件公文書は、平成14年3月11日付けで市民オンブズマン高知が実施機関に対して行った申入れに基づき、実施機関が地教委に文書で報告を求め、また、実施機関が自ら調査してまとめた公文書である。

これらの報告及び調査の結果を受けて、実施機関は市民オンブズマン高知あてに、上で述べた申入れに対する回答を14高教職第448号で行った。

回答の中では、個人の氏名等は明らかにしていないものの、不祥事が存した事実及び地教委から書面で報告を求めたことを明らかにしている。

本件異議申立てに係る公文書開示請求は、実施機関からの上記回答（14高教職第448号）を受けて、特定の個人名を挙げてなされている。

このように、特定の個人名を挙げて、不祥事に関連する公文書の開示請求があった場合、対象となる公文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該個人の不祥事の存在を明らかにすることになり、個人のプライバシーに関する情報が明らかになってしまう。

したがって、こういった公文書開示請求に対しては、条例第8条に定める公文書の存否を明らかにしない旨の決定をすべきである。

しかし、本件では公開質問状に回答した段階で公文書の存在を明らかにしている以上、実施機関が公文書の存否を明らかにしない旨の決定ではなく、公文書の存在を前提として、条例第6条第1項第2号により非開示決定を行ったことは、やむを得ない。

答 申 第 9 5 号 の 概 要

1 件 名

「南国市岡豊町蒲原 160-82 の水路上に駐車場を設置するに至ったその目的や経過・手続など一切の書類」

- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成14年4月28日
- 4 原決定年月日 平成14年5月13日
- 5 決定の内容 不存在
- 6 不存在の理由

南国市岡豊町蒲原160-82は県営住宅蒲原団地の敷地であり、用悪水路として県が管理している。蒲原団地は、昭和60年に竣工、供用開始しているが、当時の国の補助事業では、駐車場の設置工事は認められておらず、蒲原団地建設時の書類でも用悪水路は開渠であり、その後県が水路上に駐車場を設置したとの記録は見つからなかった。

県以外の者（団地自治会等）が駐車場を設置する場合は、敷地を管理している県が使用許可を出し、毎年許可の更新を行うのが通常であるため、許可に関する書類も調査したが、該当する書類は見つからなかった。

調査を行ったが、駐車場設置に到った目的、経過、手続きなどに関する書類の存在を確認できなかったため、公文書不存在の決定を行った。

異議申立人は、「県有地に駐車場が設置されているのだから、それに関する公文書があってしかるべきだ。公文書が不存在であるというだけでは納得できない。」と述べ、「高知県の公有財産である用悪水路上に、県以外のなにものかが、昭和63年・平成元年ごろ駐車場を設置し、現在に至っている。高知県財産規則に基づく手続きも何ら行われることなく、また、更新手続きもなされていない。県は事実関係を調査し、それを公文書として保存するとともに、異議申立者に交付しなければならない。」と主張している。

- 7 異議申立て年月日 平成14年7月17日
- 8 異議申立ての内容 県有地に駐車場が設置されているのだから、それに関する公文書があってしかるべきである。
- 9 諮問年月日 平成14年9月5日
- 10 答申年月日 平成17年3月28日
- 11 審査会の結論

知事が、「南国市岡豊町蒲原 160-82 の水路上に駐車場を設置するに至ったその目的や経過・手続など一切の書類」を、不存在とした決定は妥当である。

12 審査会の判断概要

1 公文書不存在決定の妥当性について

(1) 実施機関によると、当時、駐車場は補助事業の対象ではなかったが、実質、自動車を所有している方がいたので、団地入居者の利便性を図る観点から、一世帯一台に限り、団地内空きスペースへの自動車の駐車を認め、管理運営については、団地自治会が行ってきた経緯がある。当該水路上の駐車場についても、団地自治会の下で管理されていたと考えられ、また県の許可等についても、当時の管理規程上、駐車場についての明確な位置づけがなかったため、当時の県の担当者が口頭等で承認をした可能性が考えられるとのことである。

(2) また、実施機関が聞き取り調査を行ったところ、昭和63年度の担当者は、駐車場の存在

までは記憶にないが、自治会から駐車場の数が足りないとの話があったことは覚えているとのことであり、また、平成7年以降の担当者は、当時現地に駐車場が存在することを確認しており、自治会役員から、同駐車場は県の一定の了承のもと設置したという話を聞いたということである。

- (3) なお、平成8年の公営住宅法改正により、駐車場が共同施設として位置づけられたことを受け、実施機関は駐車場の整備と有料化を順次進めており、県以外の者（団地自治会等）が駐車場を設置する場合、敷地を管理している県が使用許可を出し、毎年許可の更新を行うのが通常であるため、許可に関する書類も調査したが、該当する書類は見つからなかったとのことである。

また、当該水路上の駐車場については共同利用施設の対象外であり、駐車場代は徴収していないが、団地入居者の総意を代表する団地自治会の管理下におかれるものであって、そのうえで、外来用に供する目的で利用するものであるので、取り壊し等の措置はとらなかったとのことである。

- (4) 以上の実施機関の説明、聞き取り調査の結果を鑑みれば、実施機関の公文書の不存在に関する説明は不合理なものではなく、実施機関の行った公文書不存在の決定は妥当なものと認められる。

2 駐車場設置に至った事実関係の調査及び公表について

異議申立人は、事実関係を調査し、県の財産規則に基づき公文書を作成し、開示すべきであると主張するが、当審査会は、本件不存在決定そのものの妥当性について審査する機関であり、異議申立人の主張については判断しない。

答 申 第 9 9 号 の 概 要

1 件 名

「前田川（住宅促進関連）改修工事の工事交渉日誌（交渉相手：高知市道路建設課）」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成14年8月29日

4 原決定年月日 平成14年9月13日

5 決定の内容 部分開示

6 部分開示決定の理由

当初部分開示した文書は、平成11年4月28日以降の6回分の高知市道路建設課を相手方とする工事交渉日誌及び付属資料である。

その後、他の団体から別件の開示請求に対して重要な情報を隠蔽したとの申し入れがあり、再調査した結果、指摘のとおり不適正な取扱いが判明した。このため、平成14年度中に県が受けた全ての開示請求に対する決定の内容について調査したところ、本件開示請求に該当する文書の特定が漏れており、追加開示を行った。

7 異議申立て年月日 平成14年10月18日

8 異議申立ての内容 求めた公文書の一部しか開示されていない。

9 諮問年月日 平成14年10月28日

10 答申年月日 平成17年9月5日

11 審査会の結論

知事が、「前田川（住宅促進関連）改修工事の工事交渉日誌（交渉相手：高知市道路建設課）」を平成14年9月12日付けで部分開示とした当初の決定は対象公文書の特定が漏れていた。

しかしながら、平成15年に再調査を行った結果、平成15年6月23日に当初の決定を変更して当初特定が漏れていたメモについて追加開示することを通知し、部分開示している。なお、他には対象となる公文書の存在は確認できない。

以上のことから、異議申立ての理由が無くなっており、知事は本件異議申立てを棄却するのが相当である。

12 審査会の判断概要

本件開示請求のように「交渉相手：高知市道路建設課」とまで具体的に記載された請求があった場合、実施機関が道路建設課を交渉相手とする工事交渉日誌のみを対象公文書として特定したことはやむを得ないものと認められる。

平成15年5月21日に、他の団体から知事に対する情報を隠蔽している旨の申し入れを受けて、実施機関が再度調査を行った結果、申し入れのとおりメモ1枚の特定が漏れており、平成15年6月23日に追加開示している。

また、異議申立人が主張するように、その他の資料から推測すると平成11年4月28日以前にも高知市道路建設課との工事交渉が行われていたと考えられる。しかしながら、当時の担当者に確認したところ実際に工事交渉を行っていたが、交渉日誌としてまとめてはいないとのことであった。

なお、当審査会が高知河川事務所（現高知土木事務所）で調査した結果その存在は確認できなかった。

以上のことから、異議申立ての理由が無くなっており、知事は本件異議申立てを棄却するのが相当である。

答 申 第 100 号 の 概 要

1 件 名

「平成9年度 住小改第1－12号 前田川小規模河川（住宅促進関連）改修用地測量委託業務（用地測量）（平成9年3月24日から平成11年1月30日まで）の設計打合せ・協議記録簿の全て」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成14年9月16日

4 原決定年月日 平成14年9月27日

5 決定の内容 不存在

6 不存在決定の理由

設計打合せ及び協議記録簿については、平成13年度以降打合せや協議を行った場合にはその都度記録し成果品として提出することが定められているが、それ以前は、成果品に添付することが徹底されていなかった。そのためか、開示請求にかかる公文書について調査及び検索を行ったが、該当する文書は発見できなかった。なお、これまでも開示対象となる公文書は全て開示を行っており、非開示にしたり隠匿をする理由は全くない。

7 異議申立て年月日 平成14年10月18日

8 異議申立ての内容 不存在決定の取消を求める。

9 諮問年月日 平成14年10月28日

10 答申年月日 平成17年9月5日

11 審査会の結論

知事が「平成9年度 住小改第1－12号 前田川小規模河川（住宅促進関連）改修用地測量委託業務（用地測量）（平成9年3月24日から平成11年1月30日まで）の設計打合せ・協議記録簿の全て」を不存在とした決定は、妥当である。

12 審査会の判断概要

実施機関の説明によると、委託業務の内容や成果品としての提出書類は、「用地調査等共通仕様書」において定めているとのことであるが、当審査会が「用地調査等共通仕様書」を確認したところ、平成13年度の改正によって打合せ記録簿の提出が義務付けられることとなったが、改正前には打合せ記録簿の提出は義務付けられていなかったとのことである。

また、本件委託業務については用地測量を委託したものであり、地権者との交渉は実施機関が行ったうえで測量のみを業者に委託したものである。測量の過程では業務が定型的であるため、委託業者と打合せをする必要はなく、打合せ記録簿を作成していない。なお、地権者との交渉の必要部分は用地交渉日誌として別途まとめているとのことである。

以上の実施機関の説明、聞き取り調査の結果から判断すれば、実施機関の公文書の不存在に関する説明は不合理なものではなく、実施機関の行った公文書不存在の決定は妥当なものと認められる。

答 申 第 101 号 の 概 要

1 件 名

「平成9（10）年度 住小改第1－15号 前田川小規模河川（住宅促進関連）改修事業認定申請図書作成委託業務の設計打合せ・協議記録簿」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成14年9月23日

4 原決定年月日 平成14年10月3日

5 決定の内容 不存在

6 不存在決定の理由

設計打合せ及び協議記録簿については、平成13年度以降打合せや協議を行った場合にはその都度記録し成果品として提出することが定められているが、それ以前は、成果品に添付することが徹底されていなかった。そのためか、開示請求にかかる公文書について調査及び検索を行ったが、該当する文書は発見できなかった。なお、これまでも開示対象となる公文書は全て開示を行っており、非開示にしたり隠匿をする理由は全くない。

7 異議申立て年月日 平成14年10月18日

8 異議申立ての内容 不存在決定の取消を求める。

9 諮問年月日 平成14年10月28日

10 答申年月日 平成17年9月5日

11 審査会の結論

知事が「平成9（10）年度 住小改第1－15号 前田川小規模河川（住宅促進関連）改修事業認定申請図書作成委託業務の設計打合せ・協議記録簿」を不存在とした決定は、妥当である。

12 審査会の判断概要

実施機関によると、委託業務の内容や成果品としての提出書類は、「用地調査等共通仕様書」において定めているとのことであるが、当審査会が「用地調査等共通仕様書」を確認したところ、平成13年度の改正によって打合せ記録簿の提出が義務付けられることとなったが、改正前には打合せ記録簿の提出は義務付けられていなかった。

また別件の、1－11号委託業務については、国に事業認定を申請する前段で、現地測量や資料の収集、作成、整理等を委託したものであり、測量結果や資料の作成方法等について、委託業者と頻繁に打合せをする必要があったことから、設計打合せ・協議記録簿が作成されているとのことである。

本件委託業務については、前出の1－11号委託業務で整理した資料を基に、国に提出する書類一式を作成する内容であるため、細かい打合せをする必要がなく、設計打合せ・協議記録簿は作成されていない。

以上の実施機関の説明、聞き取り調査の結果から判断すれば、実施機関の公文書の不存在に関する説明は不合理なものではなく、実施機関の行った公文書不存在の決定は妥当なものと認められる。

答 申 第 102 号 の 概 要

1 件 名

「平成10年度 住基幹第1－10号 前田川広域河川（住宅促進関連）改修工事事業認定計画
設計委託業務の設計打合せ・協議記録簿」

2 請求者 高知県内の個人

3 請求年月日 平成14年9月23日

4 原決定年月日 平成14年10月2日

5 決定の内容 不存在

6 不存在決定の理由

設計打合せ及び協議記録簿については、平成13年度以降打合せや協議を行った場合にはその都度記録し成果品として提出することが定められているが、それ以前は、成果品に添付することが徹底されていなかった。そのためか、開示請求にかかる公文書について調査及び検索を行ったが、該当する文書は発見できなかった。なお、これまでも開示対象となる公文書は全て開示を行っており、非開示にしたり隠匿をする理由は全くない。

7 異議申立て年月日 平成14年10月18日

8 異議申立ての内容

9 諮問年月日 平成14年10月28日

10 答申年月日 平成17年9月5日

11 審査会の結論

知事が「平成10年度 住基幹第1－10号 前田川広域河川（住宅促進関連）改修工事事業認定計画設計委託業務の設計打合せ・協議記録簿」を不存在とした決定は、妥当である。

12 審査会の判断概要

実施機関の説明によると、委託業務の内容や成果品としての提出書類は、「用地調査等共通仕様書」において定めているとのことであるが、当審査会が「用地調査等共通仕様書」を確認したところ、平成13年度の改正によって打合せ記録簿の提出が義務付けられることとなったが、改正前には打合せ記録簿の提出は義務付けられていなかった。

また別件の、1－11号委託業務については、国に事業認定を申請する前段で、現地測量や資料の収集、作成、整理等を委託したものであり、測量結果や資料の作成方法等について、委託業者と頻繁に打合せをする必要があったことから、設計打合せ・協議記録簿が作成されているとのことである。

本件委託業務については、前出の1－11号委託業務で整理した資料を基に、国に提出する書類一式を作成する内容であるため、細かい打合せをする必要がなく、設計打合せ・協議記録簿は作成されていないとのことである。

以上の実施機関の説明、聞き取り調査の結果から判断すれば、実施機関の公文書の不存在に関する説明は不合理なものではなく、実施機関の行った公文書不存在の決定は妥当なもの認められる。